

ID: 179

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町道路占用料等徴収条例 第8条		
例 規 番 号	昭和38年 条例第9号		
<p><b>【根拠条文】</b> (過料) 第八条 町長は、詐欺その他不正の行為により、この条例に定める占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日